

本年度の中央最低賃金審議会の検討結果

—平成22年度地域別最低賃金額改定の目安等について—

- 平成22年度地域別最低賃金額改定の目安（※1）については、平成22年7月2日に中央最低賃金審議会への諮問がなされて以来、同審議会の「目安に関する小委員会」において6回にわたって公労使による議論が尽くされた末、8月6日の中央最低賃金審議会において答申がなされた。
- 答申においては、各都道府県における引上げ額の目安について、A、B、C及びDいずれのランク（※2）についても10円とされた。
ただし、生活保護との乖離が生じている12の都道府県については、ランクごとに示された引上げ額と、生活保護との乖離を解消するための引上げ額とを比較して、大きい方の額を本年度の引上げ額の目安とするものとされた。（※3）
なお、以上の考え方を踏まえて計算した場合、本年度の引上げ額の目安の全国加重平均は15円（※4）と、現在の仕組みとなった平成14年度以降、平成20年度と同じ最大の引上げ額の目安となり、Dランクの10円についても、現在の仕組みとなった平成14年度以降、最大の引上げ額の目安となった。
- 現在、この目安を参考にして、地方最低賃金審議会の議論が進められているところ。
- さらに、答申においては、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援等の取組を講じることについて、政府において必要な検討が行われることを要望する旨が盛り込まれた。

※1. 地域別最低賃金額の表示は、平成14年度以降、時間額で行われている。

※2. 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA・B・C・Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。

※3. 生活保護水準との乖離が生じている12の都道府県の乖離額は、それぞれ、北海道39円、青森6円、宮城14円、秋田5円、埼玉14円、千葉5円、東京40円、神奈川47円、京都20円、大阪17円、兵庫13円、広島13円であり、生活保護水準との乖離額の解消期間等は、地方最低賃金審議会で定める。

※4. 平成21年度の地域別最低賃金額の全国加重平均は713円であるため、仮にこのとおり最低賃金の引上げが行われた場合、平成22年度地域別最低賃金額の全国加重平均は728円となる。

厚生労働省・経済産業省による最低賃金引上げに向けた中小企業支援策(案)の概要

○ 厚生労働省・経済産業省によるワン・ストップの相談・支援 【17億円(厚労省)+45億円(経産省)】(一部新規)

中小企業応援センター等において、以下の支援策の活用を図りながら、意欲ある中小企業の生産性向上(経済産業省)と賃金引上げ(厚生労働省)の相談・支援をワン・ストップで実施。

経済産業省(①部分)

① 中小企業経営支援体制連携強化事業

中小企業団体や税理士・公認会計士などの支援機関等に対し、応援センターからの専門家派遣等を通じて中小企業の生産性の向上に資する支援策等を実施する。

中小企業向けワンストップ窓口 (厚生労働省・経済産業省連携)

中小企業応援センター
(中小企業庁実施事業)

拡充部分

① ・全国約100か所 45億円

②
10億円

③ 中小企業サテライト相談窓口
・全国200か所 7億円

厚生労働省(②・③部分)

② 既存の中小企業応援センターを活用して、賃金制度の見直しや関連支援策など労働条件管理の相談体制を整備(新規)

③ 中小企業の利便性確保のため、県庁所在地以外の地域にサテライト相談窓口を追加設置(新規)

生産性向上の支援策

【経済産業省:中小企業対策費として1,311億円】

1. 生産性の向上

- (1) 中小企業で活躍する人材の確保・育成
- (2) 中小企業の有する技術の維持・高度化
- (3) 中小企業の経営力の強化等

2. 中小企業の国際展開支援

3. 経営の安定化

相談
・
支援

生産性向上、賃金
引上げに取り組む
中小企業

賃金引上げの支援策

【厚生労働省:45億円】(新規)

1. 業種別中小企業団体が賃金底上げを図るための取組支援

←経済産業省を始め業所管省庁も協力

2. 最低賃金の引上げに先行して、賃金を計画的に800円以上に引き上げる個別企業への支援

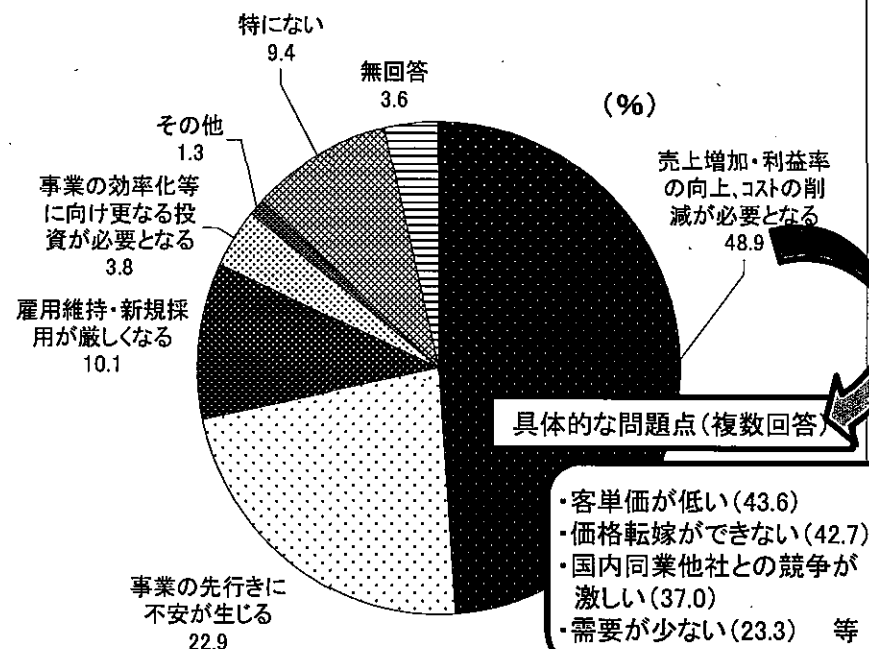
中小企業における最低賃金引上げの円滑な実施のための調査結果の概要(速報)

参考

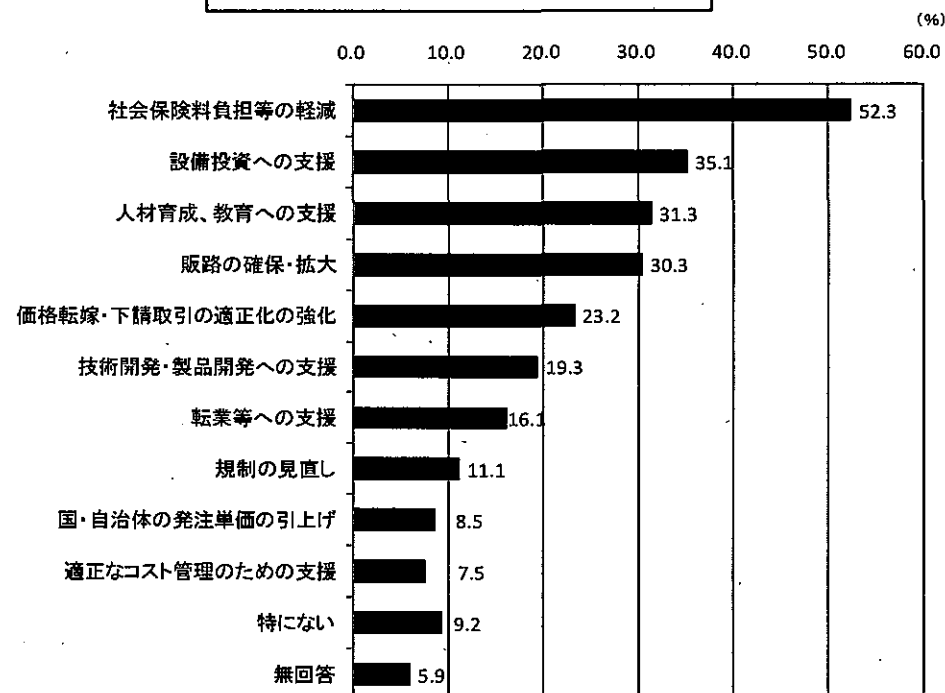
- 「仮に、2020年までのできる限り早期に最低賃金を800円に引き上げていった場合」に、
- ・ 「最も重要な課題」は、「売上げ増加・利益率の向上、コストの削減が必要となる」が最も多く、約5割。
 - ・ 「国に期待する支援策」は、「社会保険料負担等の軽減」、「設備投資への支援」及び「人材育成、教育への支援」等が上位に。

※ 今後、郵送調査結果の詳細な分析を行うとともに、ヒアリング調査を実施予定。

①最も重要な課題(単一回答)



②国に期待する支援策(複数回答)



(調査概要) みずほ総合研究所株式会社に委託して実施。調査方法は、最低賃金を800円に引き上げる場合の影響が大きい16道県※¹及び13業種※²を中心に抽出した、50,602事業場(原則として労働者数100人未満)に調査票を郵送。回収数は15,401件(回収率は30.4%)となっている。

※¹ 北海道、青森、岩手、秋田、山形、山口、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、

※² 食料品製造業、衣服・その他の繊維製品製造業、電子部品・デバイス製造業、道路旅客運送業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、宿泊業、一般飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、社会保険・社会福祉・介護事業、その他の事業サービス業

最低賃金引上げに向けた中小企業支援策（厚生労働省関係）

（合計 6 2 億円）

第 1 団体を通じた中小企業への支援

1 地域の中小企業団体を通じた支援（ワン・ストップ相談窓口の整備）

最低賃金引上げの際に経営上の課題となる生産性向上、賃金制度整備等について、中小企業からワン・ストップで相談等を受ける窓口として、既存の中小企業応援センター（100 団体、中小企業庁委託）に、最低賃金引上げに伴う労働条件面での相談体制を整備するとともに、中小企業応援センターの所在地以外の地域について、労働条件管理上の相談窓口（200 力所）を整備する。

年間 1 7 億円

2 全国規模の業界団体を通じた支援

時給 8 0 0 円未満の労働者数が多い 1 3 業種（※）の全国規模の業界団体が、業界全体として賃金底上げを図るため、生産性向上のための取組、販路拡大のための市場調査、価格転嫁への理解促進のための取組等を行う場合に、その経費を助成する。

2 0 団体（1 団体上限 2, 0 0 0 万円）

年間 4 億円

※ ①飲食料品小売業、②食料品製造業、③一般飲食店、④その他の事業サービス業（ビルメン等）、⑤その他の小売業、⑥衣服・その他の繊維製品製造業、⑦各種商品小売業（百貨店、総合スーパー等）、⑧社会保険・社会福祉・介護事業、⑨飲食料品卸売業、⑩宿泊業、⑪洗濯・理容・美容・浴場業、⑫道路旅客運送業及び⑬電子部品・デバイス製造業。

（裏面へ）

第2 個別中小企業への支援

地域別最低賃金が680円以下の地域（平成23年4月1日時点）の中小企業を対象に、以下のような支援措置を実施。

1 賃金改善奨励金

最低賃金の引上げに先行して、賃金（事業場内で最も低い時間給）を、計画的に800円以上に引き上げる場合に、引上げ額、引上げ人数に応じて奨励金を支給する。

年間9,000事業場（1事業場15～70万円）

年間31億円

（参考1）賃金改善奨励金支給額一覧

引上げ額 引上げ対象者数	40円以上80円未満	引上げ額80円以上
5人未満	15万円（+10万円※）	35万円（+10万円※）
5人以上	25万円（+15万円※）	55万円（+15万円※）

※ 時間給800円以上を達成した場合に上乗せされる支給額

（参考2）具体的な支給例

1. 時給650円を、4年連続40円引き上げて（+160円）810円に達する計画を定め、実施した場合の総額は、5人未満は70万円、5人以上は115万円。
2. 時給650円を、2年連続80円引き上げて（+160円）810円に達する計画を定め、実施した場合の総額は、5人未満80万円、5人以上は125万円。

2 業務改善等助成金

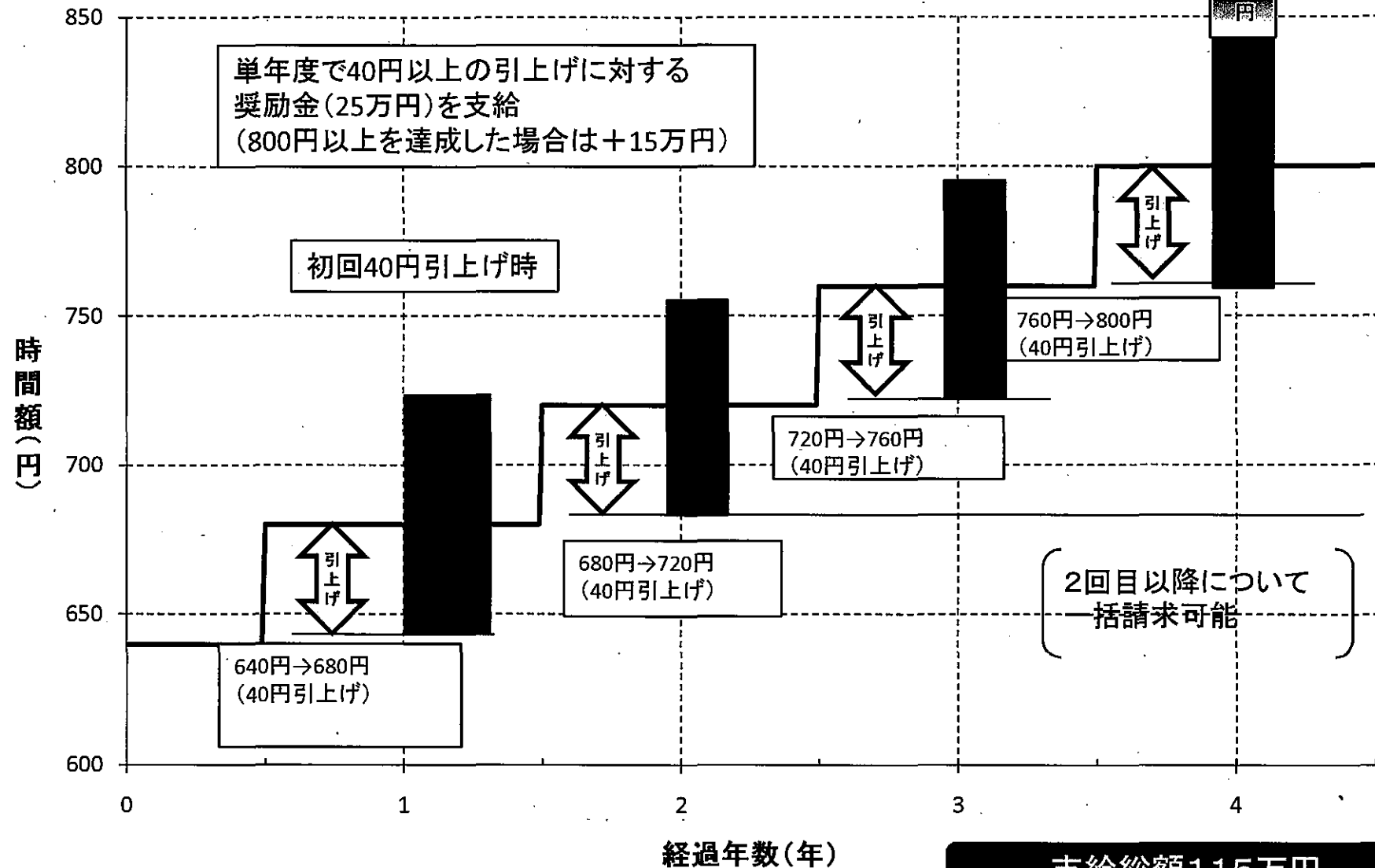
上記1の計画的な賃金引上げに併せて、省力化設備・器具の導入、研修等を実施する中小企業事業主に対し、上乗せで、その経費の1/2を助成する。

年間1,000事業場（1事業場上限100万円）

年間10億円

賃金改善奨励金の支給例

(時間額40円以上の引上げが5人以上の場合)



支給総額115万円

生産性向上に向けた中小企業庁の支援策

平成 22 年 8 月 30 日

厚生労働省等関係省庁の施策とも連携しつつ、人材・技術・経営力の強化等の観点から中小企業の生産性向上を総合的に支援する。

(1) 中小企業で活躍する人材の確保・育成**○中小企業人材対策事業****[要望枠] 70 億円 (新規)**

地域の中小企業団体、学校、自治体等の支援ネットワークの下、就職未内定者に中小企業におけるインターンシップの機会を提供する事業（「新卒者就職応援プロジェクト」）等により、新規人材と採用意欲のある中小企業とのマッチングを行う。また、即戦力となる人材を育成する「実践型研修」を実施する。

○養成研修事業（中小企業大学校）**中小機構交付金 201 億円の内数（203 億円の内数）**

中小企業の経営者等に対して、経営管理や生産管理等の高度な経営課題の解決に対応した実践的な研修、IT 経営や国際化等の中小企業の生産性の向上や販路拡大といった経営課題にも対応した研修等を実施。

(2) 中小企業の有する技術の維持・高度化**○戦略的技術支援事業のうち戦略的基盤技術高度化支援事業****150 億円（150 億円）**

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、「特定ものづくり基盤技術」の高度化に資する中小企業の研究開発から試作まで含む取組を支援する。

○中小企業等知的財産活用支援事業**[特許特会] 20 億円 (新規)**

中小企業に対して、アイデア段階から特許取得、事業展開に至る各段階における知財の相談について一元的な窓口を全国に設け、知的財産活用・新規事業化を支援する。

○SBIR 段階的競争選抜技術革新支援事業（NEDO 交付金）**4 億円（5 億円）**

SBIR（中小企業技術革新）制度に関して、技術課題設定型の補助金等について「段階的競争選抜」を行う方式を、各省の取組も懲添して本年から本格導入し、中小企業の参入機会の拡大を図る。この取組を進めていく先鞭をつけるための研究開発事業を併せて行う。

(3) 中小企業の経営力の強化等

○中小企業経営支援体制連携強化事業

45億円（40億円）

中小企業の日常的な経営支援に取り組む中小企業団体や税理士・公認会計士などの支援機関の支援機能を補完・強化するため、その後方支援機関として「中小企業応援センター」を設置し、支援機関等への専門家派遣等を通じて中小企業の生産性の向上に資する支援等を実施する。

厚生労働省による最低賃金引上げの要請に対応した相談支援窓口事業との連携を図る。

○中小企業総合経営支援事業

中小機構交付金201億円の内数（203億円の内数）

中小機構が、中小企業が抱える経営課題等に対しての相談・助言等の総合的な支援を行うとともに、ハンズオンによる販路開拓支援や全国規模で実施する商談会を開催すること等により、中小企業の経営力の向上を図る。

○クラウド・コンピューティング等の活用による中小企業のIT化促進

17億円の内数（新規）

中小企業のクラウド・コンピューティングの利活用を促進するため、IT経営に係る人材育成やIT事業者とのマッチング機会創出のための中小企業のコミュニティー構築等を行う。

○新事業活動促進支援補助金

38億円（43億円）

地域の基幹産業である商工業と農林漁業の連携を支援する農商工等連携促進法や、異分野の中小企業の連携を支援する新事業活動促進法に基づき、中小企業者が新商品・新サービスを開発・販売する取組を支援する。

○地域産品販路開拓機会提供支援事業

1億円（1億円）

中小企業に対して、大手流通事業者との契約締結と百貨店等における商品の試験販売の機会を提供することにより、販路開拓ノウハウの蓄積を支援する。

中小企業の国際展開支援

アジアを始めとする海外の新興国に我が国の中小企業が国際展開する場合には、海外展開を準備段階から契約締結段階まで一貫して支援する体制が必要。JETROや中小機構などを積極的に活用して、情報提供や人材育成支援に加えて、海外見本市への出展や商談の機会の拡大などを後押ししていく。

○中小企業海外展開等支援事業

[要望枠] 35億円(23億円)

JETROと中小機構が連携し、中小企業の海外展開を一貫して支援する体制を確立する。

具体的には、中小機構が、海外展開を目指す中小企業の裾野拡大のため、海外展開戦略策定支援や商品の外国語対応支援など海外展開に向けた準備支援を実施するとともに、多数の外国人バイヤーが訪れる国内見本市における支援を実施するなど、経営支援の観点から国内における支援体制を整備する。

JETROにおいては、広範なネットワークを活用して、中小企業の海外展開を支援する。具体的には、中小企業に対する海外見本市への出展支援や海外バイヤーの招聘を拡充することにより、ビジネスマッチングの機会提供を強化する。また、海外コーディネーターの拡充等により、海外市場等に関する各種情報の提供や、海外企業とのマッチング支援など、中小企業の支援ニーズに即した海外販路開拓支援を強化する。

○クールジャパン戦略推進事業

[要望枠] 19億円(新規)

「クールジャパン」として世界的に人気が高い我が国のコンテンツやファッションなどの文化産業について、規模や業種を超えた形での商品づくりや販売戦略を構築するとともに、官民が連携して成功事例を創出することにより、ソフトパワーを活用した中小企業の経営基盤の整備を実施する。

○JAPANブランド育成支援事業(補助金)

6億円(7億円)

中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、地域における複数の中小企業が協働し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外市場開拓の取組に対する支援を実施する。

○海外展開支援資金

財投2兆1,000億円の内数

中小企業の円滑な海外展開を推進するため、日本政策金融公庫の海外展開支援資金制度を拡充する。

資金繰り対策等による中小企業の経営の安定化

未だ厳しさの続く中小企業の経営安定に資するよう、公的金融による貸付の実施や、保証を通じた民間金融円滑化を図ることなどにより、資金繰り支援に万全を期す。

また、下請取引の適正化を図るため、「下請かけこみ寺」等を活用しつつ、下請代金支払遅延等防止法の厳格運用を図る。

○日本政策金融公庫の経営基盤の強化

183億円（156億円）

中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、日本政策金融公庫の経営基盤を強化し、資金供給業務を円滑に行う環境等を整備する。

○信用保証協会の経営基盤の強化

81億円（81億円）

中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会の経営基盤を強化し、資金供給業務を円滑に行う環境等を整備する。

○日本政策金融公庫による資金繰り支援

財投2兆1,000億円の内数

中小企業に対する資金繰り対策に万全を期すため、日本政策金融公庫による貸付に必要な事業規模を確保する。

○中小企業の実態に即した会計処理の検討

中小企業における経営状況の明確化や資金調達力の強化を促す観点から、その多様性を踏まえつつ、実態に即した会計処理のあり方を検討する。

○下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用

下請代金支払遅延等防止法に基づく親事業者及び下請事業者に対する書面調査や立入検査を引き続き強化。警告文書発出、改善指導、減額した下請代金の返還指導に加えて、当該案件が特に悪質な場合には、同法に基づく公正取引委員会への措置請求を行って企業名を公表する。

○中小企業取引適正化対策事業（「下請かけこみ寺」の整備）

6億円（7億円）

全国48箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業からの取引に関する相談対応（無料弁護士相談を含む）や裁判外紛争解決手続（ADR）を行うとともに、下請ガイドラインの普及啓発等を実施する。

「中小企業支援等の最低賃金引上げ対策検討チーム」 の設置について

(平成22年8月30日一部改正)

1. 趣旨

最低賃金の引上げについて主導的な役割を果たす厚生労働省と経済産業省（中小企業庁）で「検討チーム」を設置し、以下の事項について検討を行う。

- 最低賃金引上げの課題等の調査の進め方
- 最低賃金引上げに当たっての中小企業支援策のあり方
- 最低賃金引上げが経済や雇用に及ぼす影響 等

2. メンバー

「検討チーム」のメンバー構成は以下のとおり。

厚生労働省 細川副大臣
労働基準局長
大臣官房審議官（賃金担当）

経済産業省 増子副大臣
中小企業庁長官
中小企業庁事業環境部長
経済産業政策局審議官

適宜、両省の関係部局長が参加

なお、「検討チーム」の下に、以下のメンバーで構成する「ワーキンググループ」を設置する。

厚生労働省 大臣官房審議官（賃金担当）、
大臣官房参事官（賃金時間担当）

経済産業省 中小企業庁事業環境部長、同部企画課長、
産業人材政策室長

適宜、両省の関係課長が参加

3. スケジュール

当面は、平成22年4月から最低賃金引上げの課題等の調査を円滑に実施できるよう検討を行う。合わせて、最低賃金引上げが経済や雇用に及ぼす影響等についても、既存の研究成果のサーベイ等を行う。